

阿南工業高等専門学校客員教授等規則

(平成20年 7 月 9 日)

(規 則 第 6 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号付与に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、客員教授等とは、本校に常時勤務する教職員以外の者で、特に優れた知識、技術及び経験を有し、本校の教育研究活動の支援に携わる者をいう。

(付与要件)

第3条 客員教授等の称号を付与できる者は、高等専門学校設置基準第11条又は第12条の各号のいずれかに該当する者とする。

(推薦)

第4条 副校長、各主事、専攻科長、地域連携・テクノセンター長、各コース等主任及び各室長（以下、「所属長」という。）は、前条に該当する者で、客員教授等の称号を付与する必要があると認められる場合には、推薦書（別紙様式1）を所定の手続きを行い、校長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 客員教授等の選考は、運営委員会の議を経て、校長が行う。

(付与期間)

第6条 客員教授等の称号を付与する期間は、1年以内とし、更新を妨げない。

(待遇)

第7条 客員教授等に対する給与は、原則として支給しない。

(通知)

第8条 客員教授等の称号の付与は、通知書を交付して行うものとする。

(名誉客員教授)

第9条 客員教授として、特に功績があると認められる場合には、名誉客員教授として所属長から推薦書（別紙様式2）により校長へ推薦するものとする。

なお、称号を付与する期間は終身とする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 2 月 10日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名

阿南工業高等専門学校客員教授等推薦伺

下記の者を阿南工業高等専門学校客員教授，准教授として推薦いたします。

記

1. 現 職

2. 氏 名

3. 推薦理由

(添付資料)

1. 履歴書
2. 教育研究等業績等一覧

(別紙様式2)

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名

阿南工業高等専門学校名誉客員教授の推薦について

下記の者を阿南工業高等専門学校名誉客員教授として推薦いたします。

記

1. 現 職

2. 氏 名

3. 推薦理由

(添付資料)

1. 履歴書

2. 教育研究等業績等一覧

阿南工業高等専門学校客員教授等の推薦に関する申し合わせ

この申し合わせは、阿南工業高等専門学校客員教授等規則第4条における所属長からの推薦手続きを定めるものである。

- 1 所属長は、客員教授等の称号を付与する必要があると認められる候補者がいる場合には、その旨を当該候補者に伝える前に、推薦伺（別紙様式）を作成し、校長へ提出する。
- 2 校長は、副校長（総務）、教務主事、学生主事、寮務主事、事務部長を招集し、推薦伺をもとに審査する。審査の際、校長は推薦伺を提出した所属長に説明を求めることができる。
- 3 審査により推薦することを可とした場合、所属長は当該候補者に推薦する旨を伝える。
- 4 推薦を可とすることを伝えられた所属長は、当該候補者に了承を得た上で、阿南工業高等専門学校客員教授等規則にもとづき、改めて校長に推薦する。

(別紙様式)

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名

阿南工業高等専門学校客員教授等推薦伺

下記の者を阿南工業高等専門学校客員教授，准教授^{※1}として推薦してよいか伺います。

記

1. 現職
2. 氏名
3. 年齢^{※2}
4. 学位及び専門分野^{※2}
5. 本校における担当業務^{※3}

6. 推薦理由^{※4}

※1 教授、准教授のどちらかを選ぶこと。

※2 不明の場合は推定されるものでよい（推定の場合はその旨を明記）。

※3 できるだけ詳しく記述すること。授業であれば、科目名、年間担当時間数、授業における役割も明記すること。

※4 その業務が本校の教員では対応が困難な理由、及び担当業務について十分な知識や経験を有している理由も明記すること。